

(令和5年6月12日提出)

令和5年6月議会定例会議案

新 潟 市

令和5年6月議会定例会議案

目 次

議案第35号	令和5年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第36号	令和5年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	7
議案第37号	令和5年度新潟市介護保険事業会計補正予算	10
議案第38号	令和5年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算	13
議案第39号	令和5年度新潟市下水道事業会計補正予算	16
議案第40号	新潟市給与条例及び新潟市教育職員給与条例の一部改正について	17
議案第41号	新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	19
議案第42号	新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について	20
議案第43号	新潟市ふれあい健康センター条例の一部改正について	21
議案第44号	新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について	22
議案第45号	新潟市市税条例の一部改正について	24
議案第46号	新潟市介護保険条例の一部改正について	30
議案第47号	新潟市児童館条例の一部改正について	31
議案第48号	新潟市火災予防条例の一部改正について	32
議案第49号	町（字）の区域及び名称の変更について	35
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	38
報告第1号	継続費繰越計算書の報告について	39
報告第2号	繰越明許費繰越計算書の報告について	41
報告第3号	事故繰越繰越計算書の報告について	46
報告第4号	予算繰越計算書の報告について	48

議案第 35 号

令和 5 年度新潟市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度新潟市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,037,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 410,957,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		79,319,530	1,088,700	80,408,230
	2 国庫補助金	22,863,198	1,088,700	23,951,898
20 県支出金		21,615,900	1,000	21,616,900
	2 県補助金	5,257,852	1,000	5,258,852
22 寄附金		813,000	6,000	819,000
	1 寄附金	813,000	6,000	819,000
24 繰越金		1	841,300	841,301
	1 繰越金	1	841,300	841,301
26 市債		37,061,500	100,000	37,161,500
	1 市債	37,061,500	100,000	37,161,500
歳 入	合 計	408,920,000	2,037,000	410,957,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		40,979,527	613,200	41,592,727
	1 総務管理費	36,285,192	497,300	36,782,492
	2 徴税費	3,358,687	9,800	3,368,487
	3 戸籍住民基本台帳費	876,335	106,100	982,435
3 民生費		130,186,949	667,400	130,854,349
	1 社会福祉費	13,121,337	4,300	13,125,637
	2 児童福祉費	46,628,424	642,700	47,271,124
	3 障がい福祉費	25,527,461	10,500	25,537,961
	4 生活保護費	17,389,193	5,600	17,394,793
	5 老人福祉費	27,470,526	3,700	27,474,226
	6 国民年金費	50,008	600	50,608
4 衛生費		35,394,910	123,200	35,518,110
	1 保健衛生費	24,833,059	104,800	24,937,859
	2 清掃費	10,561,851	18,400	10,580,251
6 農林水産業費		6,213,359	73,700	6,287,059
	1 農業費	2,864,427	73,700	2,938,127
7 商工費		12,471,531	63,500	12,535,031
	2 工業費	1,370,018	63,500	1,433,518
8 土木費		56,783,057	5,000	56,788,057
	4 都市計画費	23,034,828	5,000	23,039,828
9 消防費		10,609,144	100,000	10,709,144
	1 消防費	10,609,144	100,000	10,709,144
10 教育費		57,706,643	391,000	58,097,643

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	8,042,720	391,000	8,433,720
歳	出	合	計	
		408,920,000	2,037,000	410,957,000

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	人事・給与システム改修事業	377,000
4 衛生費	1 保健衛生費	住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業	46,000
10 教育費	1 教育総務費	人事・給与システム改修事業	391,000

第3表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業費	567,300	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	667,300	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 36 号

令和 5 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,764,115 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		31,292	27,700	58,992
	1 国庫補助金	31,292	27,700	58,992
歳 入	合 計	70,736,415	27,700	70,764,115

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,583,346	27,700	1,611,046
	1 総務管理費	1,580,116	27,700	1,607,816
歳 出	合 計	70,736,415	27,700	70,764,115

議案第 37 号

令和 5 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 88,177,525 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		20,520,197	8,300	20,528,497
	2 国庫補助金	5,666,727	8,300	5,675,027
7 繰入金		14,244,199	3,700	14,247,899
	1 一般会計繰入金	13,337,208	3,700	13,340,908
歳	入	合	計	
		88,165,525	12,000	88,177,525

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,397,465	12,000	1,409,465
	1 総務管理費	815,215	12,000	827,215
歳 出	合 計	88,165,525	12,000	88,177,525

議案第 38 号

令和 5 年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,176,460 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		378	11,500	11,878
	1 国庫補助金	378	11,500	11,878
歳 入	合 計	10,164,960	11,500	10,176,460

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		157,426	11,500	168,926
	1 総務管理費	157,426	11,500	168,926
歳 出	合 計	10,164,960	11,500	10,176,460

議案第39号

令和5年度新潟市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度新潟市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
鳥屋野・万代・下所島排水区 雨水バイパス管下水道工事	令和6年度から 令和7年度まで	1,620,000

（変更）

（単位 千円）

事 項	補正前限度額	補正後限度額
鳥屋野排水区雨水バイパス管3～5 下水道工事	910,000	1,270,000

令和5年6月12日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 40 号

新潟市給与条例及び新潟市教育職員給与条例の一部改正について

新潟市給与条例及び新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市給与条例及び新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例

(新潟市給与条例の一部改正)

第 1 条 新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 11 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 24 条の 4 の見出しを「（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当）」に改め、同条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第 44 条」を「第 26 条の 8」に改め、同条第 2 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 32 条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(新潟市教育職員給与条例の一部改正)

第 2 条 新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 10 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 27 条の見出しを「（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当）」に改め、同条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手

当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 4 号）の施行の日から施行する。

議案第 4 1 号

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 8 年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」を「特定新型インフルエンザ等（人事院規則 9 - 1 2 9（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9 - 3 0（特殊勤務手当）の特例）第 7 条の規定により人事院が定めるものをいう。）」に改め、「緊急に」を削る。

附則第 7 項及び第 8 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月12日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成16年新潟市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第4のうち54の表中

「

会議室	1時間につき	300
-----	--------	-----

を

」

「

会議室1	1時間につき	300
会議室2	1時間につき	200

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 4 3 号

新潟市ふれあい健康センター条例の一部改正について

新潟市ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例

新潟市ふれあい健康センター条例（平成 1 2 年新潟市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表個人の項利用料金の額の欄中「1, 4 0 0 円」を「1, 0 0 0 円」に改め、同表個人会員の項利用料金の額の欄中「2 7, 0 0 0 円」を「3 5, 0 0 0 円」に、「1 6, 0 0 0 円」を「2 1, 0 0 0 円」に、「9, 0 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定（個人会員の利用料金の額に限る。）は、この条例の施行の日以後の登録に係る利用料金について適用する。

議案第 4 4 号

新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成 2 4 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「認証申請」を「認証申請等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 法第 1 0 条第 2 項の規定による公衆の縦覧に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 4 条中「第 1 0 条第 3 項」を「第 1 0 条第 4 項」に改める。

第 1 0 条第 1 項を次のように改める。

法第 3 0 条の規定による閲覧及び謄写に関し必要な事項は、次項及び第 3 項に定めるものを除き、市長が別に定める。

第 1 0 条第 2 項中「法第 3 0 条の規定による」を「前項の」に改める。

第 2 1 条を第 2 2 条とし、第 1 8 条から第 2 0 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法による手続）

第 1 8 条 法第 7 4 条に規定する手続について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）の規定を適用する場合に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

新潟市市税条例の一部改正について

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 3 7 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条の 2 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 2 9 条の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 3 3 条第 1 項中「の徴収について」を削り、「によつて」を「により」に、「普通徴

収の方法による」を「普通徴収の方法により徴収する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第35条第2項中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「すべて」を「全て」に改める。

第38条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「給与所得者」を「納税義務者」に、「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第40条の2中「納入書によつて」を削る。

第42条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「すでに」を「既に」に改め、「含む。）において」の次に「当該納税者の未納に係る徴収金があるとき」を加え、「第17条の規定の例によつて当該納税者に還付する」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改め、同項ただし書及び後段を削る。

第42条の2第1項各号列記以外の部分中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第42条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号

及び第3号並びに同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第42条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定の例によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第78条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条の2中第16項を第22項とし、同項の前に次の1項を加える。

21 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の2中第15項を第20項とし、第4項から第14項までを5項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の5項を加える。

4 法附則第15条第22項第1号の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第2号の条例で定める割合は、3分の1とする。

6 法附則第15条第22項第3号の条例で定める割合は、3分の1とする。

7 法附則第15条第23項第1号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第2号の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の2に次の1項を加える。

23 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第13条の2を削る。

附則第13条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第13条の2とする。

附則第13条の6第3項を削る。

附則第14条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第19条の4中「第31項、第32項」を「第31項から第33項まで」に、「若しくは第39項」を「、第39項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号から第4号までに掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第24条の2第2項及び第33条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第35条、第38条、第42条、第42条の2及び第42条の6の改正規定並びに附則第13条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第14条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第5条第1項（この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）附則第14条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第29条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(4) 附則第19条の4の改正規定（「若しくは第39項」を「、第39項若しくは第46項」に改める部分に限る。） 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき新潟市市税条例第29条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第8条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第1号施行日」という。）以後に指定される地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第22項第1号に規定する指定に係る同項に規定する指定避難施設（指定避難施設避難用部分に限る。）に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第8条の2第5項の規定は、第1号施行日以後に締結される地方税法附則第15条第22項第2号に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第8条の2第6項の規定は、第1号施行日以後に締結される地方税法附則第15条第22項第3号に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第8条の2第7項の規定は、第1号施行日以後に取得される地方税法附則第15条第23項第1号に規定する指定に係る同項に規定する償却資産に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第8条の2第8項の規定は、第1号施行日以後に取得される地方税法附則第15条第23項第2号に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第8条の2第21項の規定は、第1号施行日以後に設置される地方税法附

則第15条第33項に規定する土地に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第78条第1号エ及び附則第14条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の新潟市市税条例附則第13条の2及び第13条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第13条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 4 6 号

新潟市介護保険条例の一部改正について

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成 1 2 年新潟市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 1 条に次の 1 項を加える。

- 4 新型コロナウイルス感染症又はその影響により、第 1 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事由に該当する者が保険料（令和 4 年度 3 月分の保険料であって、普通徴収の納期限が令和 5 年 4 月 3 0 日までのものをいう。）の減免を受けようとする場合の申請の期限は、同条第 2 項の規定にかかわらず、令和 5 年 9 月 3 0 日とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症による保険料の減免手続の特例についての経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされている保険料の減免を受けようとする者が第 1 2 条第 2 項の規定により行った申請は、改正後の附則第 2 1 条第 4 項に規定する保険料の減免に該当するものに限り、同項の適用を受けた申請とみなす。

議案第 47 号

新潟市児童館条例の一部改正について

新潟市児童館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市児童館条例の一部を改正する条例

新潟市児童館条例（昭和 39 年新潟市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表葛塚東児童館の項を削る。

第 4 条中「、早通児童センター及び葛塚東児童館」を「及び早通児童センター」に改める。

第 5 条第 1 号中「、三ツ森児童館、早通児童センター及び葛塚東児童館」を削り、同条に次の 1 号を加える。

（5） 三ツ森児童館及び早通児童センター 午前 10 時から午後 6 時まで

第 14 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市火災予防条例の一部改正について

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例

新潟市火災予防条例（昭和 37 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第 15 条の 2 第 1 項第 1 号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

第 15 条の 2 第 1 項第 1 号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 15 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 15 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続さ

れ、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号を次のように改める。

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

第15条の2第1項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「日本産業規格をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第15条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の新潟市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 49 号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

新潟市長 中原 八一

町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変更後
町	字	地 番	町
割野	岡崎	3775 の 2、3785 の 1、3786 の 1、3787 の 1、 3789 の 1、3790 の 1、3791 の 1 から 3 まで、 3792、3793 の 1 から 3 まで、3794、3795 の 1、 3796 の 1、3797 から 3835 まで、3837 から 3860 まで、 3861 の 2、3862、3863 の 2、3864 から 3871 まで、 3872 の 1、3872 の 2、3873 の 1、3873 の 2、3874 の 1、 3874 の 2、3875 の 1、3878 の 2、3890	割野

及び当該変更に伴う公有地を含む。

町（字）の区域及び名称変更区域図



番号	変更前		変更後	
	町	字	町	字
①	割野	岡崎	割野	—

はん例
 変更予定区域線
 縮尺 1 : 10,000

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を問う。

令和 5 年 6 月 12 日提出

新潟市長 中原 八一

内山 由紀子

大島 研一

毛利 隆二

塚原 明子

田村 泰一

田中 集

円山 耕司

丸山 淳子

川崎 佐千子

廣川 浩

圓山 修永

須佐 一彦

高橋 治子

齋木 健二

星野 千恵子

田邊 玲子

米山 照美

報告第1号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

新潟市長 中原 八一

令和4年度 新潟市継続費繰越計算書

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額		支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな 資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額				計	内部留保資金	
1	事業費		521,400,000	23,100,000		9,840,000	13,260,000	13,260,000	13,260,000		
	1	営業費用									
	1	建設改良費	3,810,400,000	1,321,100,000	7,810,000	946,694,330	382,215,670	382,215,670	382,215,670		
		取水施設撤去事業									
		青山浄水場施設整備事業									
		巻取水場施設整備事業	928,400,000	12,100,000		11,720,000	380,000	380,000	380,000		
		計	5,260,200,000	1,356,300,000	7,810,000	968,254,330	395,855,670	395,855,670	395,855,670		

報告第2号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

新潟市長 中原 八一

令和4年度 新潟市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			(単位 円)
					既収入特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	
2	総務費	1 総務管理費	55,099,000	55,099,000				55,099,000
		人事・給与システム改修費						
		行政手続オンライン化推進事業	29,200,000	29,200,000		23,360,000		5,840,000
		北区役所新庁舎外構整備事業	55,000,000	55,000,000		22,000,000	33,000,000	
		公共施設修繕事業	12,254,000	12,254,000				12,254,000
		地域の祭り・イベント等用具整備補助事業	120,000,000	104,124,000				104,124,000
		旧齋藤氏別邸庭園保存整備事業	15,169,000	15,169,000		7,584,000	6,800,000	785,000
		亀田総合体育館屋外排水設備改修事業	10,000,000	10,000,000			7,500,000	2,500,000
		2 徴税費	44,000,000	9,064,000		9,064,000		
		3 戸籍住民基本台帳費	154,568,000	154,568,000				154,568,000
3	民生費	4 選挙費	221,231,000	124,246,449		124,246,449		
		県議会議員選挙経費						
		市議会議員選挙経費	120,487,000	110,121,170				110,121,170
		こどもの安心・安全対策支援事業	256,305,000	256,305,000		143,490,000		112,815,000
		地方公共団体情報システム標準化対応事業(子ども・子育て支援システム)	9,900,000	3,207,600		3,207,600		
		子ども・子育て支援システム更新事業	34,400,000	8,593,200				8,593,200
		送迎用車両安全装置設置事業	18,400,000	18,400,000		18,400,000		
		民設放課後児童クラブICT化推進事業	8,500,000	8,500,000		5,666,000		2,834,000
		児童相談所庁舎整備改修事業	43,500,000	37,700,000			35,700,000	2,000,000
		3 障がい福祉費	35,500,000	9,677,000		9,677,000		
4	生活保護費	障がい福祉施設整備事業	39,960,000	33,540,000		33,540,000		
		送迎用車両安全装置設置事業						
		こどもの安心・安全対策支援事業	9,814,000	9,814,000		7,140,000		2,674,000
		障がい福祉施設整備事業	257,050,000	224,800,000		149,866,000	74,900,000	34,000
		生活保護システム等更新事業	31,227,000	31,226,800				31,226,800
		特別養護老人ホーム整備事業	916,416,000	916,416,000		136,416,000	746,000,000	34,000,000
		養護老人ホーム整備事業	312,000,000	312,000,000			312,000,000	
		グループホーム整備事業	102,480,000	102,480,000		102,480,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
4	衛生費	小規模多機能型居宅介護事業所整備事業	135,480,000	135,480,000	102,480,000	26,400,000		6,600,000	
		急患診療センター感染症検査診療室等整備事業	51,812,000	51,779,000			51,779,000		
	清掃費	病院群輪番制病院設備整備費補助金	11,364,000	11,364,000	7,576,000			3,788,000	
		出産・子育て応援事業	632,000,000	618,657,000	598,170,000			20,487,000	
2	労働費	自家消費型風力発電施設撤去事業	11,000,000	11,000,000			11,000,000		
		廃棄物処理施設等管理運営費	71,800,000	68,343,000				68,343,000	
5	労働費	新規採用活動支援事業	20,000,000	20,000,000	16,000,000			4,000,000	
		移住促進特別支援金	54,000,000	54,000,000	43,200,000			10,800,000	
6	農林水産業費	農地の受け手拡大支援事業	47,000,000	47,000,000	37,600,000			9,400,000	
		化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業	1,885,000	1,598,000	1,278,000			320,000	
	労働費	元気な農業応援事業	75,804,000	75,000,000				75,000,000	
		強い農業づくり交付金事業	1,502,058,000	1,471,057,000	1,471,057,000		2,000,000		
	労働費	農業DX・SDGsモデル事業	7,200,000	2,000,000					
		食料供給力向上支援事業	50,000,000	50,000,000	40,000,000			10,000,000	
	労働費	肥料コスト低減支援事業	143,000,000	143,000,000	114,400,000			28,600,000	
		畜産飼料価格高騰対策事業	29,000,000	29,000,000	23,200,000			5,800,000	
2	農地費	松くい虫被害低減緊急対策事業	17,600,000	17,600,000			17,600,000		
		県営土地改良事業費負担金	358,300,000	358,300,000		358,300,000			
3	水産業費	農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	3,600,000	3,600,000		3,600,000			
		水利施設管理強化事業	944,000	944,000				944,000	
7	商工費	漁港整備事業	276,152,000	185,152,000	77,576,000		104,500,000	3,076,000	
		地域のお店応援商品券発行事業	1,250,000,000	900,000,000	875,036,000			24,964,000	
	労働費	地域を支える商店街支援事業	110,000,000	108,114,000	86,491,000			21,623,000	
		MICE誘致補助金	66,000,000	66,000,000	52,800,000			13,200,000	
2	工業費	デジタル技術活用促進補助金	80,000,000	80,000,000	64,000,000			16,000,000	
		GX実証支援補助金	20,000,000	20,000,000	16,000,000			4,000,000	
8	土木費	再生可能エネルギー導入促進事業	475,000,000	453,250,000	362,600,000			90,650,000	
		道路橋りょう維持補修事業	1,959,400,000	1,768,285,130	948,616,591		816,630,000	3,038,539	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			
						未収入	特定財源		一般財源
							国県支出金	地方債	
		道路新設改良事業	50,000,000	50,000,000		27,500,000	22,500,000		
		道路橋りょう事業	6,363,094,000	5,242,390,196		2,225,548,754	2,772,270,000	570,000	244,001,442
4	都市計画費	(仮称)上所駅整備事業	124,573,000	124,573,000		70,880,950	51,300,000		2,392,050
		バス利便性向上事業	14,627,000	14,546,100		7,273,050	4,900,000		2,373,050
		新潟駅周辺整備事業	5,684,023,000	5,512,416,366		2,987,579,000	2,497,500,000		27,337,366
		新潟駅南口西地区新潟都心地域優良建築物等整備事業	62,400,000	62,400,000		24,900,000			37,500,000
		土地区画整理事業助成金	31,000,000	17,755,000			13,300,000		4,455,000
5	公園緑地費	公園整備事業	64,000,000	32,000,000		16,000,000	16,000,000		
		公園緑地整備事業	121,130,000	98,823,000		44,661,500	40,100,000		14,061,500
		松くい虫防除事業	2,000,000	1,984,000		1,190,000			794,000
		なぎさのふれあい広場緑化事業	14,305,000	14,305,000					14,305,000
8	住宅費	住宅用再生可能エネルギー導入促進事業	55,000,000	52,390,000					52,390,000
9	消防費	消防署所機能維持整備事業	38,000,000	38,000,000			38,000,000		
		大型特殊車両維持補修費	32,000,000	31,966,000					31,966,000
		常備消防車両整備事業	250,400,000	187,100,000			187,100,000		
10	教育費	人事・給与システム改修費	55,100,000	55,099,000					55,099,000
		送迎用車両安全装置設置事業	10,620,000	10,620,000		6,780,000			3,840,000
		こどもの安心・安全対策支援事業	4,500,000	4,500,000		3,600,000			900,000
2	小学校費	学校改修事業	1,236,200,000	1,236,200,000		372,407,000	664,200,000		199,593,000
3	中学校費	学校改修事業	734,100,000	734,100,000		180,755,000	468,200,000		85,145,000
		計	25,319,932,000	22,923,196,011		11,703,292,894	9,300,700,000	82,949,000	1,836,254,117

(国民健康保険事業会計)										
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					(単位 円)
					既収入特定財源	未収入特定財源	その他			
	1 総務管理費	国民健康保険料収納支援システム更新事業	5,399,000	5,399,000			地方債			一般財源
		計	5,399,000	5,399,000						5,399,000
(土地取得事業会計)										
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					(単位 円)
					既収入特定財源	未収入特定財源	その他			
	1 土地取得事業費	一般国道116号新潟西道路用地先行取得事業費	21,400,000	21,400,000			地方債			一般財源
		計	21,400,000	21,400,000						
(介護保険事業会計)										
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					(単位 円)
					既収入特定財源	未収入特定財源	その他			
	1 総務管理費	地方公共団体情報システム標準化対応事業(介護保険システム)	54,000,000	6,707,008			地方債			一般財源
		計	54,000,000	6,707,008						
(後期高齢者医療事業会計)										
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					(単位 円)
					既収入特定財源	未収入特定財源	その他			
	1 総務管理費	地方公共団体情報システム標準化対応事業(後期高齢者医療保険料徴収管理システム)	10,900,000	4,197,600			地方債			一般財源
		後期高齢者医療保険料徴収管理システム等更新事業	17,504,000	15,089,500						15,089,500
		計	28,404,000	19,287,100						15,089,500

報告第3号

事故繰越繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、事故繰越繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

新潟市長 中原 八一

令和4年度新潟市事故繰越繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				(単位:円)
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入		一般財源	
									国県支出金	地方債		
8	土木費	7 建築費	90,289,100	32,300,000	57,989,100	10,919,260	68,908,360					68,908,360
		計	90,289,100	32,300,000	57,989,100	10,919,260	68,908,360					68,908,360

(と畜場事業会計)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				(単位:円)
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入		一般財源	
									国県支出金	地方債		
1	と畜場費	1 と畜場	9,044,200	2,300,000	6,744,200		6,744,200					44,200
		計	9,044,200	2,300,000	6,744,200		6,744,200			6,700,000		44,200

報告第4号

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

新潟市長 中原 八一

令和4年度 新潟市予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(下水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	(単位 円)
						企業債	国庫補助金	内部留保資金				
1	資本的支出	公共下水道建設事業	16,668,340,000	6,855,499,884	7,014,763,000	4,552,900,000	2,331,191,997	130,671,003	2,798,077,116		関係機関との調整等による。	

(水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	(単位 円)
						企業債	他事業負担金	内部留保資金				
1	資本的支出	基幹管路更新事業	3,770,707,339	2,054,257,020	1,329,174,000	843,000,000		486,174,000	387,276,319		関係機関との調整等による。	
		基幹管路整備事業	464,201,447	306,065,447	158,136,000			158,136,000			関係機関との調整等による。	
		配水支管更新事業	4,108,566,954	3,289,610,541	770,407,000	489,000,000		281,407,000	48,549,413		関係機関との調整等による。	
		配水支管整備工事	452,716,458	101,739,458	350,977,000		227,073,000	123,904,000			他事業体工事との工程調整等による。	
		浄水場施設整備工事	499,851,000		499,851,000			499,851,000			部品調達の違い等による。	
		水質管理データベースシステム構築業務	10,890,000		10,890,000			10,890,000			発注方法変更に伴う工程調整による。	
		庁舎防犯カメラ設置工事	869,000		869,000			869,000			施工方法変更による工程調整による。	
	計		9,307,802,198	5,751,672,466	3,120,304,000	1,332,000,000	227,073,000	1,561,231,000	435,825,732			

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(下水道事業会計)

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						企業債	国庫補助金			
1	資本的支出	建設改良費 鳥屋野・万代・下所島 排水区雨水バイパス管 下水道工事	391,560,000		391,560,000	195,780,000	195,780,000			立坑築造時の不測の湧水対策に伴う施工計画の見直しによる。

(水道事業会計)

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						内部留保資金				
1	事業費用	浄水場設備修理工事 配水管撤去工事	16,500,000 4,587,000		16,500,000 4,587,000	16,500,000 4,587,000	16,500,000 4,587,000			部品調達の流れによる。 他事業体工事との工程調整による。
		計	21,087,000		21,087,000	21,087,000	21,087,000			